

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 関 係 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁 丙刑企発第17号、丙生企発第52号
丙交企発第24号、丙備企発第50号
丙サ企発第33号

令 和 8 年 5 月 2 0 日
警 察 庁 刑 事 局 長
警 察 庁 生 活 安 全 局 長
警 察 庁 交 通 局 長
警 察 庁 警 備 局 長
警 察 庁 サ イ バ ー 警 察 局 長

証拠物件の合理的かつ適正な管理等について（通達）

証拠物件の管理等については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、「証拠物件の合理的かつ適正な管理等について（通達）」（令和6年2月29日付け警察庁丙刑企発第6号ほか）（以下「旧通達」という。）等に基づき行っているところ、この度、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和7年法律第39号。以下「改正法」という。）の規定による改正後の刑事訴訟法第102条の2第1項で「電磁的記録提供命令」が新設されることに伴い、下記のとおり実施することとしたので、各都道府県警察等にあつては、引き続き、証拠物件の合理的かつ適正な管理等に努められたい。

なお、本通達による運用は、令和8年5月21日から実施することとし、旧通達は、その実施をもって廃止する。

記

1 証拠物件の管理の基本

証拠物件の管理を行う者は、以下の点に留意するものとする。

(1) 証拠価値の保全

証拠物件は、犯罪の立証のための重要な資料であるだけでなく、所有者等の私法上の権利に関わるものであるため、証拠物件を押収又は保管等する際には、押収した物件及びその換価代金の滅失、毀損、変質、変形、混合、散逸等（以下「滅失等」という。）又は提供された電磁的記録の消去、改変、漏えい、滅失、毀損等（以下「消去等」という。）がないように注意し、必要により写真撮影するなど証拠価値の保全に努めること。

(2) 適正な管理

証拠物件の滅失等又は消去等の事故が発生することがないように、必ず定められた保管設備において証拠物件を保管するなど適正に管理すること。

(3) 速やかな送致・還付等

ア 送致（送付を含む。以下同じ。）すべき証拠物件は、検察庁と協議して、早期の送致に努めること。

また、検察庁に送致した証拠物件で警察において保管しているものについても、検察庁と協議するなどして、早期の保管転換に努めること。

イ 捜査上留置又は保管の必要がない証拠物件は、可能な限り速やかに、還付（仮還付を含む。以下同じ。）、複写の許可若しくは還付等公告又は廃棄若しくは消去の手続を執ること。

2 定義

この通達における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 証拠物件 犯罪捜査に関して押収した物件及びその換価代金並びに提供された電磁的記録をいう。「提供された電磁的記録」には、改正法による改正後の刑事訴訟法第102条の2第1項第1号ロに掲げる方法による電磁的記録提供命令により提供された電磁的記録及び電気通信回線を通じて当該電磁的記録の提供を受ける者の管理に係る記録媒体に記録させる方法により任意に提供された電磁的記録が含まれる。他方、同号イに掲げる方法による電磁的記録提供命令により提供された電磁的記録は、刑事訴訟法第110条の2の規定により差し押さえた記録媒体と同様「押収した物件」に該当する。
- (2) 仮出し 取調べ、鑑定嘱託等のため、証拠物件を保管設備から一時的に出すことをいう。
- (3) 返納 仮出しを受けた証拠物件を保管設備に戻すことをいう。
- (4) 払出し 送致、移送、還付、還付等公告に基づく国庫帰属、廃棄、換価、消去処分等のため、証拠物件の保管を解除することをいう。
- (5) 一括保管 警視庁若しくは道府県警察本部（以下「警察本部」という。）の事件担当所属又は警察署（以下「警察署等」という。）において保管中の証拠物件の適正な管理に支障が生じることから、当該証拠物件を警察本部が管理する施設（以下「本部管理施設」という。）において保管することをいう。
- (6) 封印措置 同一事件に係る複数の証拠物件を、一つの箱、袋等（以下「箱等」という。）に収納し、封印を施すことをいう。
- (7) 開披 仮出し等のため、封印措置が執られた箱等を開封することをいう。

3 証拠物件の管理

証拠物件の管理は、原則として次のとおりとする。

(1) 管理体制

ア 管理責任者

証拠物件の管理等について総括的に責に任ずる者として、次の者をもって充てる。

(ア) 関東管区警察局又は警察本部（以下「警察本部等」という。） 事件担当所属の所属長

(イ) 警察署 警察署長

イ 取扱責任者

証拠物件の取扱いについて責に任ずる者として、次の者をもって充てる。

(ア) 警察本部等 管理責任者が指名した当該事件を担当する警部以上の者

(イ) 警察署 事件担当課長の職にある者

ウ 保管責任者

保管設備（保管設備の鍵を含む。以下同じ。）の管理及び証拠物件の保管について責に任ずる者として、管理責任者が指名する警部（同相当職を含む。以下同じ。）以上の者をもって充てる。

なお、管理責任者の指名により、取扱責任者が兼務することができる。

エ 職務代行者

宿日直時間帯等、取扱責任者又は保管責任者の不在時にその任務を代行する者として、管理責任者が指名する者をもって充てる。

(2) 保管設備

ア 管理責任者は、所属内の適当と認められる場所に、十分な広さ、構造等を有し、かつ、施錠機能を具備した次の証拠物件専用の設備の設置に努めること。

(ア) 特殊物件保管庫 現金、有価証券、貴金属その他の貴重品、銃砲刀剣類、火薬類及びこれらに類する物、覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び大麻取締法の各違反に係る薬物等を保管するための設備

(イ) DNA型鑑定資料保管庫 DNA型鑑定資料を保管するための冷凍庫（マイナス20℃以下で冷凍保存が可能なもの）

(ウ) 証拠物件保管庫 (ア)及び(イ)以外の物件を保管するための設備

イ 保管設備内は、年別及び事件別に区分するなどして、他の事件の証拠物件と混同しないような措置を執ること。

ウ 証拠物件が大量、長大物件であるなどの理由により、定められた保管設備に保管できないときは、一括保管、当該証拠物件が保管可能な設備を一時的に設置する方法等により保管すること。

(3) 管理要領

ア 保管開始時

(ア) 警察官は、証拠物件について、押収後直ちに還付することが確実な場合や鑑定囑託のため尿、血液等を押収した場合で、当該押収物を直ちに鑑定し、かつ、鑑定後は残量を廃棄することが確実なときを除き、証拠物件保存簿（犯罪捜査規範別記様式第12号）を作成し、当該証拠物件を適宜の箱等により確実に整理をするなどした上で、速やかに取扱責任者に引き継ぐこと。

(イ) 取扱責任者は、前記(ア)により引継ぎを受けた場合には、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等又は消去等異状の有無を確認するなどした上で、速やかに保管責任者に証拠物件の保管を依頼すること。

(ウ) 保管責任者は、前記(イ)により保管の依頼を受けた場合には、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等又は消去等異状の有無を確認するなどした上で、直ちに証拠物件を適切な方法で保管設備に保管すること。

イ 仮出し時

(ア) 警察官は、保管設備に保管中の証拠物件の仮出しを行う場合には、取扱責任者にその理由を明らかにして承認を受けた上で、保管責任者に証拠物件の仮出しを依頼すること。

(イ) 保管責任者は、前記(ア)により仮出しの依頼を受けた場合は、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等又は消去等異状の有無を確認するなどした上で、警察官に証拠物件を引き継ぐこと。

(ウ) 警察官は、前記(イ)により仮出しを受けた場合には、証拠物件を適切な方法で取り

扱い、仮出しの必要がなくなったときは、速やかに返納の手続を行うこと。

ウ 返納時

(ア) 警察官は、仮出し中の証拠物件を返納する場合には、取扱責任者に承認を受けた上で、保管責任者に証拠物件を返納すること。

(イ) 保管責任者は、前記(ア)により返納を受けた場合には、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等又は消去等異状の有無を確認するなどした上で、直ちに証拠物件を適切な方法で保管設備に保管すること。

エ 払出し時

(ア) 警察官は、保管設備に保管中の証拠物件の払出しを行う場合には、取扱責任者にその理由を明らかにして承認を受けた上で、保管責任者に証拠物件の払出しを依頼すること。

(イ) 保管責任者は、前記(ア)により払出しの依頼を受けた場合には、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等又は消去等異状の有無を確認するなどした上で、警察官に証拠物件を引き継ぐこと。

(4) 点検要領

ア 保管設備

管理責任者は6か月ごとに1回以上、保管責任者は随時、施錠機能の異状の有無、証拠物件の整理状況の適否等を確認するなど、保管設備を点検すること。

イ 保管設備に保管中の証拠物件

(ア) 管理責任者は6か月ごとに1回以上、保管責任者は随時、証拠物件と関係書類の照合、証拠物件の滅失等又は消去等異状の有無を確認するなど、保管中の証拠物件を点検すること。

(イ) 取扱責任者は、随時、証拠物件に係る事件の公訴時効を確認するとともに、証拠物件の捜査上の留置又は保管の必要性を検討すること。

(5) 引継要領

管理責任者、取扱責任者又は保管責任者が交替するときは、証拠物件に関する事務等について必要な引継ぎを行うなど、責任の所在を明確にしておくこと。

4 一括保管

一括保管は、原則として次のとおりとする。

(1) 管理体制

ア 本部管理責任者

本部管理施設における証拠物件の保管等について総括的に責に任ずる者として、本部管理施設を管理する警察本部の所属長をもって充てる。

イ 本部保管責任者

本部管理施設における保管設備の管理及び証拠物件の保管について責に任ずる者として、本部管理責任者が指名する警部以上の者をもって充てる。

ウ 本部取扱者

本部保管責任者の命を受け、本部管理施設における証拠物件の取扱い及び保管に

関する事務を行う者をいう。

(2) 保管施設等

本部管理責任者は、警察本部による管理が全うできるよう、警察本部の所在地からの距離等に配慮した適切な場所に、前記3(2)と同様の保管設備を有した本部管理施設を設置すること。

なお、本部管理施設が警察職員の常駐する施設でない場合は、証拠物件の盗難等の防止に配慮した構造、設備等を有しなければならない。

(3) 取扱要領

ア 事前検討

一括保管を行った証拠物件については、事件の捜査を行う警察署等から物理的に切り離され、捜査主任官等が直接目にする機会がなくなることなどから、管理責任者等は、一括保管を依頼するに当たり、十分な証拠価値の精査、鑑定すべき点の見落としがないか等について改めて吟味を行うこと。

イ 一括保管又は返還時

証拠物件を一括保管又は警察署等に返還する場合には、警察署等の警察官と本部取扱者等が、1点ずつ、証拠物件と関係書類の照合、証拠物件の滅失等又は消去等異状の有無を確認するなど、確実な引継ぎを行うこと。

なお、封印措置が執られた状態で一括保管又は返還してはならない。

(4) 点検要領

ア 保管施設等

本部管理責任者は6か月ごとに1回以上、本部保管責任者は随時、施錠機能の異状の有無、証拠物件の整理状況の適否等を確認するなど、保管施設及び保管設備を点検すること。

イ 本部管理施設に保管中の証拠物件

(ア) 本部管理責任者は6か月ごとに1回以上、本部保管責任者は随時、証拠物件と関係書類の照合、証拠物件の滅失等又は消去等異状の有無を確認するなど、証拠物件を点検すること。

(イ) 管理責任者は、随時、証拠物件に係る事件の公訴時効を確認するとともに証拠物件の捜査上の留置又は保管の必要性を検討すること。

なお、管理責任者等による証拠物件の確認は要しない。

(5) 引継要領

本部管理責任者、本部保管責任者が交替するときは、本部管理施設及び保管中の証拠物件に関する事務等について必要な引継ぎを行うなど、責任の所在を明確にしておくこと。

5 封印措置

封印措置は、それが執られた箱等について、その異状の有無を確認することをもって、在中している証拠物件の点検に代えることができるようにしたものであり、原則として次のとおりとする。

(1) 取扱要領

ア 事前検討

封印措置が執られた箱等については、長期間開封されないことから、時間経過に

伴う変質、変形、劣化等の危険性が認められる証拠物件については、封印措置の対象としてはならず、関東管区警察局の事件担当所属及び警察署等にあつては保管責任者、本部保管施設にあつては本部保管責任者（以下「保管責任者等」という。）が、封印措置を行うに当たり、封印措置の適否等について検討を行うこと。

イ 封印措置

ア) 封印及び開披状況の明確化

封印は、封印措置を執った箱等が容易に開披できず、かつ、開披した際には箱等に必ずその痕跡が残り、封印及び開披の状況が明確に確認できるように施すこと。

イ) 複数人による封印

封印は、保管責任者等を含む複数人（ウ)において「封印者」という。）により、1点ずつ、証拠物件と関係書類の照合、証拠物件の滅失等又は消去等異状の有無を確認した上で施すこと。

ウ) 封印状況及び在中物件の明示

封印措置を執られた箱等には、封印年月日、封印者等の封印状況及び品名、個数等の在中物件を明示すること。

ウ 開披

ア) 複数人による開披

開披は、保管責任者等を含む複数人（イ)において「開披者」という。）により、証拠物件と関係書類の照合、証拠物件の滅失等又は消去等異状の有無を確認した上で行うこと。

イ) 再封印の場合

開披して一部の証拠物件を取り出した後、同一の箱等を用いて、残りの証拠物件について封印を施すなどの場合には、箱等に、開披年月日、開披者等を明示した上で、前記イ)により、改めて封印措置を執ること。

(2) 点検及び引継要領

封印措置が執られた箱等に在中する証拠物件については、箱等の封印状況及び異状の有無を確認することをもって、前記3(4)及び4(4)の各証拠物件の点検に代えることができる。

6 証拠物件の管理等に関する留意事項

(1) 記録化

前記3の証拠物件の管理、前記4の一括保管又は前記5の封印措置を行うに当たっては、その経過や結果等について、事件ごとに確実に記録すること。

(2) 証拠物件の保管・点検の合理化

一括保管や封印措置を積極的に活用し、証拠物件の保管負担の軽減、点検等の合理化に努めること。

7 捜査上留置又は保管の必要がない証拠物件の処分の検討等

(1) 捜査上留置又は保管の必要がない証拠物件の処分の検討

検察官に送致前の証拠物件のうち、事件と関連性がない、又はその証拠としての性質や証拠価値に鑑み、捜査若しくは公判において証拠として利用できる見込みがないなどの理由により、捜査上留置又は保管の必要がないことが明らかであると認められるものについては、必要に応じ、検察官に対し、捜査上留置又は保管の必要がないこ

との判断に齟齬^{そご}がないことを確認の上、以下の処分を検討すること。

ア 早期還付又は早期の複写の許可

押収物の還付又は電磁的記録の複写の許可を受けるべき者が判明している場合には、刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第123条第1項及び第124条第1項の規定又は同法第222条第1項において準用する同法第123条の2第1項の規定により、還付又は複写の許可を受けるべき者を十分に確認の上、早期に還付又は複写の許可をすること。

イ 還付等公告

押収物の還付又は電磁的記録の複写の許可を受けるべき者の所在が判明していないため、又はその他の事由によって、その物を還付又はその電磁的記録の複写の許可をすることができない場合には、刑事訴訟法第499条又は第499条の2の規定による還付等公告及びその後の処分（公売、廃棄、消去等）を実施すること。

ウ 無主物かつ無価値物の廃棄又は捜査上保管の必要のない電磁的記録の消去

正当な権原を有する者が所有権又は電磁的記録に係る権利を放棄したこと等により無主物かつ無価値物であること若しくは捜査上保管の必要がない電磁的記録であることが明らかな場合又は事件現場等の状況から明らかに無主物かつ無価値物と認められる場合には、警察において押収物又は電磁的記録を廃棄又は消去することが可能であるため、関東管区警察局長、警察本部長又は警察署長から必要な指揮を受け、証拠物件保存簿等にその経過を確実に記録した上で廃棄又は消去すること。

(2) その他の証拠物件の保管負担の軽減に向けた措置

前記(1)のほか、検察官から証拠物件の保管委託を受け、警察において証拠物件を保管している場合には、検察官との連絡を密にし、必要に応じ、捜査上及び公判対策上留置又は保管の必要がある証拠物件であるか否か等に関する検討を促し、証拠物件の早期処分を働きかけること。

(3) 証拠物件の処分経過の記録化

前記(1)により処分を行う証拠物件については、物の存在、形状等について疑義が生じないように、当該処分に当たり、写真撮影等により記録するよう努めること。

8 特異な証拠物件に関する留意事項

(1) 遺留資料

ア 手続の適正確保

事件現場やその周辺に遺留された資料（以下「遺留資料」という。）を発見した場合には、原則としてこれを直ちに差押え、任意提出又は遺留領置の手続により押収し、証拠化すること。

また、遺留資料の中には、たばこの吸い殻、ちり紙、毛髪等（以下「たばこの吸い殻等」という。）の無主物かつ無価値物であって、事件現場等では事件との関連性や証拠価値の有無が明らかでないものもあるが、このような資料についても、可能な限り速やかに証拠化の要否を判断すること。

イ 適正な収集及び保存

客観証拠の証明力を公判において的確に立証するためには、資料の収集及び保存を一層適正に行うとともに、その状況を記録することが必要であるところ、遺留資料を収集する際には、遺留状況や採取状況を写真撮影等により記録するとともに、

滅失等の防止措置を講じた上で保管し、管理状況を書面に記録するなど、適正な収集及び保存を徹底すること。

ウ 遺留領置を差し控えるべき場合

たばこの吸い殻等、その物件が客観的に無価値と認められる物件であっても、被疑者その他の者の居宅敷地内に存在するなどして、被疑者等が所有権の侵害等を主張することが想定される場合には、遺留領置は控え、可能な限り、令状による差押えを行い、又は任意提出を受けること。

エ 検察官との早期かつ的確な情報共有

証拠化した遺留資料については、検察官と早期かつ的確に情報共有を行うよう努めること。特に、裁判員裁判対象事件及び社会的反響の大きい事件に関しては、検察官とより一層緊密に連携し、遺留資料及びこれに関する捜査資料について、適時適切に検察官に通知した上で、必要に応じ、それらの送致、廃棄、還付等の措置について協議すること。

(2) DNA型鑑定資料

ア DNA型鑑定資料の保管に当たっては、鑑定の有無にかかわらず、冷凍し、又は乾燥させるなど適切な方法により、その変質を防止するなど、証拠価値を保全するとともに汚染防止及び同一性の確保に配慮すること。

イ DNA型鑑定資料は、次のとおり解凍を確実に防止すること。

(ア) 停電等の異常が発生した場合には、復旧見込み時間に応じて、非常用電源や可搬式発電機等を使用すること。

(イ) 鑑定嘱託等のためDNA型鑑定資料の仮出し等を行う場合には、長時間常温下に置かれないよう保冷バッグ等を用いて保管、搬送等すること。

(3) 電磁的記録媒体及び端末装置又は電磁的記録

ア 電磁的記録媒体及び端末装置の押収時又は電磁的記録の受入れ時

(ア) 電磁的記録媒体及び端末装置（以下「電磁的記録媒体等」という。）に係る押収については、必要な電磁的記録が記録されている電磁的記録媒体等を押収する場合と、必要な電磁的記録を別の電磁的記録媒体に複製してこれを押収する場合とが考えられるが、単に現存するファイルの確認ができれば良いのか、削除ファイルの復元も必要になり得るのかなど、捜査上の必要に応じた適切な押収方法を選択すること。また、電磁的記録の受入れについても、単に現存するファイルの確認ができれば良いのか、削除ファイルの復元も必要になり得るのかなど、捜査上の必要に応じた適切な受入れ方法を選択すること。

(イ) ファイルの更新日時等が証拠となることもあることから、押収現場又は受入れ時において、端末装置の操作等をした場合は、その状況を捜査報告書等で明らかにすること。また、その際には、情報技術解析部門と連携するなど、電磁的記録の慎重な取扱いに努めること。

(ウ) 周辺機器と接続された端末装置等を押収する際には、解析時に押収時の状況を再現できるよう、接続状況等を明らかにする図面の作成や写真撮影等を行うこと。

イ 解析時

(ア) 押収した電磁的記録媒体等に記録されている又は提供された電磁的記録が消去等されることを防ぐため、複製した電磁的記録を対象として解析を行うこと。ただし、電磁的記録の複製が困難であり、押収した電磁的記録媒体等に記録され

ている又は提供された電磁的記録を直接解析する場合は、書き込み防止装置を使用するなど解析対象物への書き込みを防止する措置を講じた後、解析を行うこと。

なお、押収した電磁的記録媒体等に当該措置を講ずることができない場合は、端末装置の操作等に係る状況を捜査報告書等で明らかにすること。

- (イ) 削除ファイルの復元等、解析に高度な技術が伴う場合には、情報技術解析部門に依頼するなど、証拠価値を損なうことのないよう配慮して解析を行うこと。

ウ 保管時

電磁的記録媒体等又は電磁的記録媒体等に記録されている若しくは提供された電磁的記録は、外的要因による滅失等又は消去等のおそれがあることから、保管する電磁的記録媒体等の特性に応じ、日光や磁気、高温等を避けるなどの措置を講じて適切に保管すること。

- (4) 運搬又は保管に不便な証拠物件

運搬又は保管に不便な証拠物件について、保管設備や一括保管により保管せず、刑事訴訟法第121条等に基づき、看守者を置き、又は所有者その他の者に承諾を得て保管させるときは、滅失等を防止させるため、相当な保管方法を執るよう依頼し、できる限り保管請書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第39号）を徴すること。